

**岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金
申請要領（中小企業・工業団地用）**

[令和8年1月から3月の電気使用分（8次申請分）]

令和8年5月

岐阜県 環境エネルギー生活部

省エネ・再エネ社会推進課

0. はじめに

本要領は、「岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金交付要綱」に定める補助事業者のうち、県内の特別高圧電力を受電している中小企業等を対象としたものです。**特別高圧電力を受電している商業施設に入居する中小企業等を対象とした申請要領とは異なりますのでご注意ください。**

1. 事業の目的

エネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、電気料金の負担緩和策が実施されていますが、特別高圧電力を使用する中小企業等は支援対象になっていません。

このため、県では、価格高騰による負担軽減を図ることを目的として、県内の特別高圧受電中小企業等に対する支援を行います。

2. 補助事業者

県内で特別高圧電力を受電している（契約している）中小企業等（みなし大企業を除く）
※商業施設等に入居する中小企業等は、別途定める申請要領をご確認ください。

各定義は下記のとおり。

<中小企業等>

- ・県内に本社又は事業所を有する中小企業及び団体

<中小企業>

- ・中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
具体的には次の表のとおり。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②から④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

<団体>

- ・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32

年法律第 185 号) に基づき設立した協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法 (昭和 37 年法律第 141 号) に基づき設立した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。

<みなし大企業>

・次のいずれかに該当する企業

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2/3 以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役職又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している中小企業

オ アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

3. 支援内容

補助金の交付の対象となる期間 (対象期間) における電気使用量に補助単価を乗じて得た額以内の額を予算の範囲内で交付します。

なお、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

対象期間	補助単価
令和 8 年 1 月・2 月 (令和 8 年 2 月・3 月検針)	2.3 円/kWh
令和 8 年 3 月 (令和 8 年 4 月検針)	0.8 円/kWh

【計算例】

別紙3

電気使用量報告書

1.電力契約の内容

電気事業者名	●●電力(株)	
契約種別	特別高圧電力	
契約電力	4,000	kW

2.使用量(令和8年1月から3月) (単位:kWh)

1月 (2月検針分)	2月 (3月検針分)	3月 (4月検針分)
446,584	448,461	455,222

3.補助額

A 1月・2月 使用量の合計 (kWh)	①=A×2.3円/ kWh	
895,045	2,058,603円	
B 3月使用量の合 計 (kWh)	②=B×0.8円/ kWh	補助額(①+②) (千円未満切捨)
455,222	364,177円	2,422,000円

4. 申請受付と対象期間

(1) 申請受付期間

対象期間に応じ、次のとおり1次申請から8次申請の8回に分けて実施します。

補助事業者に該当する中小企業等は、下記の受付期間内に交付申請書及び添付資料を作成し、メール又は郵送（当日消印有効）により提出してください。

※受付期間外での申請は認められません。

[1次申請（終了しました）]

対象期間：令和5年1月から6月分（令和5年2月から7月検針分）

受付期間：令和5年7月24日（月）から令和5年8月10日（木）

[2次申請（終了しました）]

対象期間：令和5年7月から9月分（令和5年8月から10月検針分）

受付期間：令和5年10月23日（月）から令和5年11月10日（金）

[3次申請（終了しました）]

対象期間：令和5年10月から12月分（令和5年11月から令和6年1月検針分）

受付期間：令和6年2月7日（水）から令和6年2月22日（木）

[4次申請（終了しました）]

対象期間：令和6年1月から3月分（令和6年2月から4月検針分）

受付期間：令和6年4月24日（水）から令和6年5月10日（金）

[5次申請（終了しました）]

対象期間：令和6年4月から5月分（令和6年5月から6月検針分）

受付期間：令和6年6月24日（月）から令和6年7月10日（水）

[6次申請（終了しました）]

対象期間：令和7年1月から3月分（令和7年2月から4月検針分）

受付期間：令和7年5月12日（月）から令和7年5月30日（金）

[7次申請（終了しました）]

対象期間：令和7年7月から9月分（令和7年8月から10月検針分）

受付期間：令和7年10月22日（水）から令和7年11月14日（金）

[8次申請]

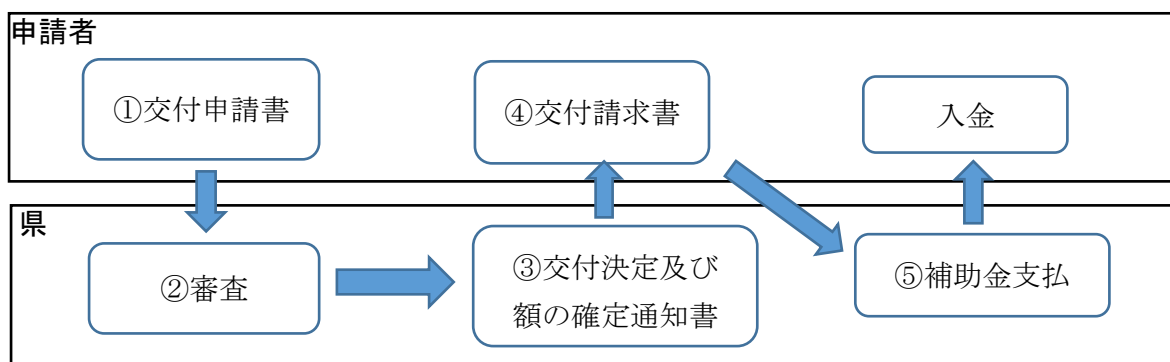
対象期間：令和8年1月から3月分（令和8年2月から4月検針分）

受付期間：令和8年5月18日（月）から令和8年6月5日（金）

(2) 補助金の申請から支払までの流れ

交付申請書（第1号様式）を提出後、その内容が審査され適当と認めると、県から交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）が送付されます。

本通知の到着後、交付請求書（第3号様式）を提出し、県に到着後2週間程度で、補助金が支払われます。



5. 必要書類

(1) 交付申請時

No.	提出書類	書式
1	交付申請書	指定（第1号様式）
2	補助事業者概要書	指定（別紙1）
3	誓約書	指定（別紙2）
4	電気使用報告書	指定（別紙3）
5 ^{※①}	特別高圧電力の受電契約の内容が確認できる書類 ^{※②}	任意様式
6	使用月毎の電気使用量を確認できる書類 （当該月の領収書等） ^{※③}	任意様式
7	履歴事項全部証明書 （3か月以内に発行されたものに限る。）	任意様式
8	その他知事が必要と認める書類	任意様式
9 ^{※①}	口座振込依頼書兼債権者登録 ^{※④}	指定

※① 7次申請を行った事業者であって、令和8年5月1日時点において、7次申請時より内容の変更がなければ提出不要です。

※② 電力会社との契約書等の写し

※③ 電力会社が発行した各月の電気使用量を示す通知等の写し（電気使用量のお知らせ、請求書、領収書等）

【工業団地のみ】共同受電している各事業者の電気使用量が記載された資料の写しを添付してください。

※④ 下記より様式をダウンロードのうえ、提出ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html>

(2) 請求時

No.	提出書類	書式
1	請求書	第3号様式

6. その他

補助事業者は、本事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。

7. お問い合わせ先・書類提出先

岐阜県 環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁9階
TEL : 058-272-1111 (内線2948) E-mail : c11268@pref.gifu.lg.jp